慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	わが国の文化環境とこれからのミュージアム
Sub Title	
Author	高橋, 信裕(Takahashi, Nobuhiro)
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2007
Jtitle	Booklet Vol.15, (2007.) ,p.48- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000015-04211386

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

わが国の文化環境とこれからのミュージアム

高橋　信裕

公共サービスの市場化で問われる市民社会の成熟度

現在わが国では、「公共サービス」の領域において、可能な限り行政の関与や財政負担を軽減し、市場メカニズムのもとで、自由競争を前提とする行財政改革が進められている。

なかでも市民の生産や消費など実生活とは直接的なつながりをもたない不要不急の施設と捉えられがちな文化施設、特に「ミュージアム」は、「官民競争入札制度（市場化テスト）」や「指定管理者制度」といった新制度のもとで、格好の改革のターゲットとされている。こうした施策は、政府や自治体によるこれまでの保護及び支柱を失うことにもなり、ミュージアムそのものにとっては危機的状況とも受け取られがちだが、一方では主権者である市民自身が自分たちの知的な社会基盤の形成に対して、自らの問題として真摯に取り組まねばならない課題として自分たち、すなわち社会の当事者に迫ってきた、と捉えることが出来る。そういう意味で、これらの政治的施策は、われわれ市民意識の成熟度が問われる問題でもある。

「経済」を活性化する「文化」、という認識に基づく公共的施策

一方、為政者サイドからは、「文化」への投資は、地域社会の経済活動へ弾みをもたらす、というプラス局面で語られることが多く、その夢の実現にさまざまな公共的施策がとられてきた。

例えば、遠山敦子文部科学大臣（当時）は、「文化は経済活動において高い付加価値を生み出すとともに、文化に対する投資や支出は、新たな需要を喚起し雇用を創出するなど、経済を量的にも質的にも発展させ、社会を活性化させる重要な基盤となるもの」（平成13年4月16日／文化審議会における文部科学大臣の諮問理由説明より）とし、「文化」の活性化が、地域振興を可能にし、景気浮揚をもたらし、さらに現代社会に固有の諸問題に遭遇する日本人に対し、個々人の生涯について自ら考え、設計し、実現していくための「文化的風土」の醸成が重要だとした上で、「創造性に富んだ活力ある

社会を築いていくためには、人々の心のよりどころであり、社会を支える基盤でもある文化がかつてなく重要なもの」と賞賛、評価して「文化を大切にする社会の構築について」の総合的な方策を、自身の諮問機関である「文化審議会」に諮っている。

ところが、「文化」は、政治的、権威的な決めごとだけでは効力を発揮できない。言い換えれば、指針や基準、法的整備などをトップダウンで充実させようと試みても、その発展や可能性は保障され得ないという側面をもっている。人々の意識や習慣、価値観を醸成する「文化」がもたらす人間的な充足感は、人間としてお互いが自主的に助け合うという“結”的な環境のなかでこそ、多くの可能性が含まれており、行政による施策やシステムなどの制度的整備だけでは、文化はその効力を発揮することはできない、という現実がある。その視点を無視した、文言だけの「文化政策」があまりにも多い。

「民」に伝わる「文化」への真摯な眼差し

現実の世界では、「文化」の領域に市場メカニズムが導入され、採算の取れない多くの「ミュージアム」が私立、公立を問わず、閉館や廃館、統合を余儀なくされている。

ところが、内実を細かく見てみれば、行政が設置・運営しているミュージアム施設と同等に、いやそれ以上に民間立の博物館・美術館が、「文化」を適切に、また健全に理解し、本来の社会的使命を果たしてきたことに気づかされる。政府からの手厚い庇護も受けずに、質の高いコレクションを形成、維持しつづけ、土地や施設を自己資本として所有、管理し、運営に必要な専門の職員（学芸員）らを雇用、育成し、こうした資源や資産をもとに広く社会に対して公共的、公益的責任を果たしてきた私立のミュージアム（特に企業系美術館）の活動や存在は、公設のミュージアムが「指定管理者」や「市場化テスト」という施策のもとで、その命運を無造作に市場に投げ出した現在にあって、もっと高く評価されていいのではないか。

国公立の美術館が採算を無視し、質の高い展示を安価で提供し、その補填を税金でまかなってきたあり方に対し、「公平な競争を阻害している」と指摘し、美術館業務が対価を得てサービスを提供する経済活動であるとすれば「出来る限り市場に任せるという自由経済の考え」に立つべきで、そこに競争原理を働かせる余地がある、との指摘は、文化庁の美術館・歴史博物館室長、長坂潤一氏（当時）がなされているが、（2002年3月「文化庁月報」/特集「美術館・博物館の振興」の巻頭言「美術館・歴史博物館の振興について」より）歴史をもつ民間の美術館・博物館の多くが、これまで“業界化”せずに、品格を保ってきた「志」にこそ「文化」の本質や尊厳が認められるのではなかろうか。

文化芸術の振興を国家的な見地から推奨していくことを目的に、「文化芸術振興基本法」（2001年）が制定されているが、こうした高邁な理念等とは

裏腹に、多くの公設の文化施設が切捨てられていく現状は、生涯学習社会を標榜する市民社会にあって、実に奇妙な現象ではなかろうか。

「官民競争入札制度」や「指定管理者制度」ですすむ「博物館・美術館」の再編

博物館・美術館業務を経済活動と位置づけ、国公立の博物館・美術館に営利活動を推奨し、同時にそこに民間企業等の参入を促す政府の市場化政策は、国立博物館・美術館等にあっては「独立行政法人化」や「官民競争入札制度（市場化テスト）」、公立博物館、美術館等では「指定管理者制度」となって実現しているが、現在のところ博物館・美術館を運営してきた民間の法人や団体が、国や自治体の美術館・博物館の経営代行に参入した事例はあまり聞かれない。指定管理者には、NPOの場合を除けば、人材派遣やビルメンテナンス、展示・内装業等を主とする企業が、しのぎを削りあっているのが現状である。公設の博物館・美術館の運営業務に民間の法人や団体の参入を想定する場合、同業種の“業者”、例えば、箱根の「彫刻の森美術館」（民法法人）や「ガラスの森」（商法法人）などの、これまで育成してきた人材や、蓄積してきたスキル、ネットワークなどが活かされる民間の博物館・美術館等の業界が、それまで役所や財団等よりアウトソーシングを受けてきた人材派遣やビルメンテナンス、展示企画制作等の業界よりも、指定管理者には相応しいのではなかろうか。

「指定管理者制度」や「官民競争入札制度」と同時に、現在進められている「公益法人制度の改革」[★1]や「博物館法」の見直し[★2]、施策展開等を考え合わせると、新たな国策に背を向け、あえて公家化（貴族化）の独自の道を歩むように見える私立の博物館（主に民法法人の美術館等）、その一方で“氏”や“素性”をブランドにしてきた国公立の博物館・美術館が、いわば「大政奉還」という強権発動のもとで、“平民化”（民営化）が促進されるなかで、好むと好まざるとにかかわらず、ミュージアムのマーケット化が進められていく。そこには、新たな公共事業としての「博物館業」の起業化と業界再編が予見される。

指定管理者制度の現状

2003年（平成15）に始まった「指定管理者制度」も、3年の移行（暫定）期間を経た現在、ようやくあるスタイルが確立しつつあるように思われる。いまさら説明するまでもないが、それまで「公の施設」を外部に管理委託する場合、地方自治体が出資する公共的団体（財団等）にのみ委託が認められていたもの（「管理委託制度」といわれる）を、「指定管理者制度」では、民間企業やNPO法人等でも管理・運営を代行することができるようになった。公共施設の運営に民間を参入させることで、サービスの向上と経費の節減を図ろうとするこの制度は、導入当初から、さまざまな問題が指摘されていたが、現在においての主な問題点について解説してみよう。

（1）従来の「公共的団体」（財団）がそのまま「指定管理者」として居座る形が多い

選定に関して、原則公募であるにもかかわらず、公募の条件が意図的に守られず、自治体の根回しによると思われる議会承認のみで、従来の「財団」が特命受注している例が多い。また、公募がなされても、設置者（自治体）サイドで設定した応募基準や要件等を理由に、応募者は、水準に達しないとして選定段階以前に篩にかけられ、落とされる現状が目に付く。いわゆる門前払いの傾向が見られ、その結果、応募者は従来の「公的団体」のみという、作為のもとでの選定が目立つ。

そこには、財団職員の雇用問題があるものの、設置者であり、公募者である自治体と人事的にも資本関係においても深いつながりをもつ団体が、受託者として参入することに対する合理的な説明が必要とされる。応募する民間企業からすれば、公募者である自治体が出資し、職員も派遣、出向している団体が、民間企業と同じように応募に加わり、競争の結果その団体が選ばれるという、この上ない不公平さへの説明が不十分と批判されても仕方が無い。

ただ、これまでの行政の手法をみれば、制度や法律等をかいくぐる解釈や切り抜ける道は、いくらでもあるわけで、中央政府によるこれらの改革が地方の行政当局によって形骸化され、陳腐化されることは、今更特別なことではない。

例えば、指定管理期間についても、現在の3年～5年という設定では、業務の継続性等から問題が生じ、少なくとも10年～15年という長期にすべき、という主張が、従来の「財団」からなされるが、現時点での「指定管理者」が従来の「財団」によって独占されつつある状況をみれば、委託期間の長期化は、本制度の意味を、さらに失わせかねないものと指摘されても仕方がない。

また、その一方で「財団」サイドも民間企業とJVを組み、指定管理者としての新態勢づくりをする事例も見られている。その典型例は、横浜美術館である。当美術館は、これまで「横浜市芸術文化振興財団」が運営を委託されていたが、指定管理者制度への応募には、「相鉄エージェンシー」と「三菱地所ビルマネジメント」と共同事業体を組織して選定された。

（2）「設置者」と「指定管理者」の関係は、公法上の“契約”でなく、“行政処分”という関係

「指定管理者制度」以前の「管理委託制度」では委託者（役所）と管理受託者（公的団体）とは“契約”関係にあった。ところが、新たな制度である「指定管理者」と委託者との間には公法上、いわゆる“契約”関係にはなく、“行政処分”の関係にあるという。その法的根拠は、「行政財産」は使用許可という「行政処分」のもとに管理監督され、「普通財産」

は、貸付という「契約」によって第3者に使用させる、ということにもあるようだ★3。一般に「行政財産」とされている「博物館・美術館」にあっては、指定管理者は「行政処分」という公権力の監督下におかれることになり、設置者（役所）とは、法的には対等な関係にはないということになる。こう言えば、いかにも前近代的な制度と映りがちだが、現代の民主的な市民社会にあっては、両者の間の決め事を「契約」ではなく「協定」という形で取り交わすこの制度は、むしろ近代以後の新たな関係を「行政」と「民」との間にもたらす、ポストモダンの制度として受け止めることが出来る。ただ、「指定管理者」側に立ってみれば、議会や条例に縛られる「行政財産」よりも、利用料金等も自主的に設定できる「普通財産」での借り受けの方が裁量の範囲も広く、いい方向に受け取られがちだが、一般会計からの委託金や補填が保障されない分、リスクが大きくなる。

「指定管理者制度」は、公権力に主権者の意志が働く民主社会にあって、その成熟度を測る格好の試金石と捉えることができる。

（3）もう一つの選択肢として期待される「地方独立行政法人」への道

一方、公設の「博物館・美術館」を「直営」でもなく「指定管理者」でもない方法で再生していこうという試みも模索されつつある。すなわち、国立の博物館・美術館等の「独立行政法人」化にならって、「地方独立行政法人法」のもとでの地方版である。もともと、公設の博物館や水族館は「観光事業」によって地域を活性化するという公共的使命を担う施設との見地から、行政としては、これらの事業を「公営企業方式」（群馬県長野原町浅間火山博物館や青森県営浅虫水族館など）のもとに管理者を置き、企業会計システムを取り入れて、受益者負担の原則のもとで運営して来た経緯がある。新たな制度である「地方独立行政法人」には、こうした公営企業の商法が色濃く反映されており、近年では、公立大学が「地方独立行政法人」として、行政の直営から切り離され、人事的にも財政的にも自立、独立した経営体制が実現しているが、「博物館・美術館」にも「地方独立行政法人」の可能性を探る動きが見られる。しかし、「博物館・美術館」を「地方独立行政法人」のもとで運営するとすれば、これまで自治体の外郭団体（財団等）が行ってきた「管理委託制度」と変わらないことにもなりかねず、再び失敗を繰り返さないためにも、そこに市民による客観的な評価や健全な仕組みによる監査、監視体制が必要とされる。ただ、この制度のもとでは、非常時の場合、公金が一般会計から繰り入れられたり、補填されたりすることが可能で最低限、経営の存続が公的に保障される点にメリットが認められよう。

ではなぜ、「財団」等が独占的に継続、管理してきた「管理委託制度」が破綻をきたしたのか。その最大の原因は、役所から独立し、民間として位置づけたセクター（財団等）の経営が、役所でのシステムや慣習のま

まに、同じ役人（公務員）のもとでなされてきたことにある。つまり、民営化によるメリットを発揮できないまま、赤字倒産ということになってしまったのである。この轍を踏まないことが、国、地方を問わない「独立行政法人」の今後の課題である。博物館・美術館を「地方独立行政法人」のもとで再編しようとする試みは、現在、大阪市が計画している。

大阪市の行政改革に携わっている上山信一慶應義塾大学教授や最近の新聞報道等によれば、同市の博物館・美術館を市立大学などと同じ「地方独立行政法人」のもとで運営できるよう、政府に「構造改革特区」の認定を申請しているとのことである。上山教授は、地方公営企業法（水道、自動車運送、鉄道、電気、ガス等の7事業種）のもとで大阪市が経営する自動車運送事業（市営バス）や水道事業などの事業分析を手がけ、行政改革に主要な役割を果たしており、「（自治体の博物館・美術館に対して）現行の指定管理者制度や直営という選択肢に加え、国も採用している独立法人化を自治体に認めないという理由は論理的に存在しない。しかし、現行の独立行政法人化制度のままでは無理なので、特区申請という作戦」にでたのだと述べている。（「ミュージアムの評価と改善フォーラム」メール投稿記事museum forum 438より）群馬県の長野原町の博物館や青森県の水族館のように、公営企業方式に則して経営されている文化施設は、地方公営企業法の特例措置★4、つまり観光施設として認可されているわけだが、このままでは国立博物館・美術館との間に大きなズレ（使命や存在意義等）が生じてしまうため、構造改革特区の申請に打って出たのだと思われる。

仮に、地方独立行政法人として構造改革特区制度が公立の博物館・美術館に認可されることになれば、そこに一種の棲み分けが生じてくるものと予想される。すなわち、地域の文化的なインフラを形成する大規模で広域的な施設は、従来の財団の組織や人材を取り込んだ「地方独立行政法人」で経営し、観光や集客など地域経済の振興や活性化に軸足を置く施設は、民間の大手企業等による「指定管理者」に、また小規模で地域コミュニティとの関係が強い施設は地元のＮＰＯが指定管理者となって負託に応える、といった構図である。

各制度の比較

項目	官民競争入札等	PFI制度	構造改革特区制度	指定管理者制度
根拠法	公共サービス改革法	PFＩ法	構造改革特別区域法	地方自治法
対象	公共サービス（公共サービス改革法による法令の特例措置により、行政処分も対象となり得る）	公共施設等の整備等に関する事業	規制対象分野	「公の施設」の管理（行政処分が含まれる場合がある）
民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、本法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み	民法上の契約関係	民間事業者との契約を要する場合は、民法上の契約関係を基本としつつ、特区法の規定により、当該契約関係に一定の制限等を課す仕組み	地方公共団体による「指定」（行政処分）により管理権限の委任を行う仕組み
担い手の決定	入札により決定（官も入札に参加可能）	入札により決定	特区計画の認定による	指定による

（「時の動き」内閣府編集、2006年9月1日発行より）

（4）設置者であり、委託者である行政主導の制度運用と課題

ここで、少し細かな現実問題について触れておこう。指定管理者として新たな市場に参入した企業にとって、最初の決算時に当面し当惑する重要課題に施設の維持管理費がある。新設館の場合、光熱水費等にかかわるメンテナンス費用は、応募時点で競争相手との差異化を図るために、指定管理者は低く設定しがちである。オープン当初は入館者数も多く、イベントや利用者サービスに対応するために施設の稼働率も当然高まる。指定管理者の第一のハードルは、この突出した施設維持費の工面と措置である。委託者である設置者（役所）サイドでは、建物の維持管理費（光熱水費）は委託金のなかに含めることが通例で、指定期間の予算化については「債務負担行為」のもとで、あらかじめ議会承認を得ていることから、その範囲内での協議で解決を見ようとするものの、その費用が本来業務である事業予算を圧迫することになるため、承認された予算の期間内調整だけでは解決しない問題が生じることにもなる。経常的に施設維持費の軽減に努めることは当然として、施設使用料の見直しや委託金の割り増し等による補填について行政当局や議会へ理解を求めていくことになる。また、公教育が担うべき「生涯学習支援事業」の代行業務も、委託金で保証される場合が一般的である。ただ、ターゲット設定、目的、実施時間、開催場所、プログラム開発、教材づくり、事前準備、事後評価などから、それらが委託事業であるべきか自主事業であるべきかなども確認協議に上ってくる。コレクションの維持管理や「調査研究事業」にともなう費用についても、委託金での保証がなされる。一方、常設展や企画展事業、イベント事業、施設等の貸し出し事業、レストランやミュージアムショップ事業などは、指定管理者の自主事業として自ら予算化し、その売り上げと利益は管理者の収入として、入館料（利用料金）とともに計上される。つまり、指定管理者の収入源は委託金、利用料金、自主事業の3ルートが設けられているのである。

施設管理費等がもたらす予算超過は、自主事業の停滞、利用者サービスの低質化へとつながりがちだが、博物館等での「感動」や「楽しさ」の体験は、館サイドの一方的で、お仕着せ的なパフォーマンスだけでは、十分な成果が期待できない。利用者を楽しませ、満足させるためには、地域ぐるみでの取り組みが成否を左右する。地域への文化的な投資が、地域コミュニティや民意と乖離していたことへの反省もあり、博物館事業の活性化は、市民参加による地域共有の課題として戦略化する視点が、指定管理者に必要とされているのである。

地域の文化団体、サークル、コレクター、ボランティアなど、博物館・美術館をステージに自己実現や楽しみを共有し、共感する活動の輪が、伝える側、受ける側双方の隔てのない交流により、自主的に営まれて、成長していく環境の醸成は、設置者である行政との協力の下に、指定管理者が積極的に取り組まなければならない、主要な業務となってい

る。

例えば、乃村工藝社が指定管理者となって運営している「長崎歴史文化博物館」は、長崎市と長崎県が設置主体だが、施設内に再現された奉行所のお白洲で、ボランティアの奉行一座が演じる時代劇は市民参加型のアトラクションとして人気を呼び、いまや「館」を越えて地域観光の新しい名物となっている。

この「長崎歴史文化博物館」は、県立レベルで「指定管理者制度」を本格的に導入した事例として知られている。本格的というのは、制度導入にあたって変則的な事例が多く見られるからである。すなわち、館長や学芸員等の研究部門は、公務員の身分のまま残し、その他の事務や広

長崎歴史文化博物館データ

組織概要

乃村工藝社による運営

●職員数＜常勤19、非常勤6＞
（株）乃村工藝社　常勤16、非常勤6

※広報営業の常勤3名はJTBに委託

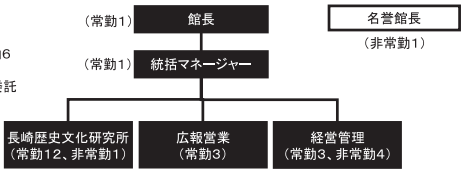

※館長：大堀　哲（日本ミュージアム・マネージメント学会長）
※名誉館長：市川森一氏（脚本家・ｼｱﾀｰ1010館長）へ当社から委嘱

指定期間

平成17年4月1日～平成22年3月31日　（5年間）

業務範囲

設置者負担金事業
- 生涯学習支援事業
- 調査研究事業
- 施設維持管理業務
  - 施設総合管理
  - 設備保守
  - 清掃、警備、樹木管理、修繕
  - 受付案内業務

利用料金及びその他自主事業
- 常設展示事業
- 展覧会、企画展事業
- 催事、イベント事業
- 広報営業活動
- 駐車場運営事業
- 施設等貸出事業
- ミュージアムショップ事業
- 飲食施設事業

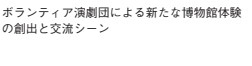

ボランティア演劇団による新たな博物館体験の創出と交流シーン

収支試算

（単位：千円）

		H18
収入		563,576
	利用料金	144,004
	県委託料	343,492
	その他自主事業	76,080
支出		563,576
	人件費	118,294
	管理費	200,139
	運営事業費	176,091
	その他自主事業	69,052
収支試算		0

乃村工藝社PPP開発センター提供

報、利用者サービス、飲食物販部門を指定管理者に委ねる、といった二重構造の組織による運営である。「島根県立美術館」等が、こうした手法をとっている。本来は、長崎の例のように、全てが指定管理者に委ねられ、一本化されるべき制度なのである。

このことからも言えることだが、本制度は行政の裁量次第で、便宜的な解釈と運用がなされ、シフトもそれぞれの自治体事情によって編成されうるという、権威的、政治的な側面をもっている。それゆえに、指定管理者として参入が求められ、成果が期待される民間法人にとって見れば、「芸術文化の継承は民間には不可能」といった批判、「学芸員の身分保障が不安定になる」といった指摘、「公の施設に託された信頼性、信用性を裏切ることになる」といった危惧等は、政府や委託者である自治体に説明責任があるはずで、民間の指定管理者が矢面に立たされる問題ではない。制度化とともに、政府や自治体が保障し、解決すべき課題なのである。

この制度は、ややもすると、批判の矛先が民間の指定管理者に一方的に向けられがちだが、指定管理者にとっては、政府がトップダウンで決めた制度の受け皿として、好意と善意をもって対応していかねば、という「民」としての純粋な思いが根底にある。営利を考えれば、無理をしてまで、館全体の経営リスクを負うことはないのだ。今までのまま、つまり「財団」運営のままで、再委託あるいは、部分発注される業務の受注にチャンスを見出せばいいのである。

行政の官僚や職員たちが、財団の存続に眼が向きがちなことは否めない。それは分からなくもないが、役所の事情やしがらみを超えた知事や市長らの行政のトップの意向が、この制度を有意義にもし、形骸化させもする。長崎の場合は、知事自身の意向が強く反映している★5。

創造的市民のインキュベーターとしてのミュージアム

それぞれの地域が、国家からの恩恵を等しく受けて、生活基盤の整備や利便さを獲得してきたインフラ・スタンダードが一応の成果を納め、今後は地域それぞれの知恵と力による新たな地域ブランドづくりが課題となっている。

住民や企業をはじめとする民間の役割と国や都道府県・市町村との役割分担などを通じて、行政がすべて丸抱えで行ってきた公共サービスの在り方から、それぞれの自治体が個性を打出し、独自の自治スタイルを築くことが、これからの地域社会に求められる。

そこには、芸術をはじめ極めて自由で人間的な営みを基盤に置く「文化」の存在が、これまで以上に求められ、その創造力が前世紀的な工業化社会から21世紀型の成熟した社会への脱皮を促す原動力となる。多様で重層的な次世代社会には、それらを保証するクリエイティブな市民の存在が必要とされ、地方自治体が独自の政策提案能力を備え、その施策を創造的な市

民が支援し協力する方式が定着できれば、本当の意味での地方の自立が可能となる。これからの博物館や美術館は、そうしたクリエイティブな市民育成のインキュベーターとしての役割が強く求められるようになっていく。

註

☆1――「公益法人制度の改革」

政府は、公益的な事業を行う非営利の法人（社団法人、公益法人、中間法人等）の見直しを行い、これまでの監督官庁の許可制を排除し、法人格の取得は登記のみで設立を認め（これを「一般社団法人」、「一般財団法人」という。会費等の一部を除き原則課税）、そのなかでも公益性の高い法人を申請及び審査の過程を経て「公益社団法人」、「公益財団法人」として認可し、所得への課税や寄付金などに対する免税の優遇措置を認める改革を行った。新法施行は平成20年4月1日の予定。公布は平成18年6月2日。

☆2――「博物館法の見直し」

文部科学省は「教育基本法」の改正とともに、「社会教育法」や「博物館法」等の関連法規の見直しを進めている。「博物館法」見直しの論点は、公立博物館の役所での所管を教育委員会と定めていることについての問題点などが課題となっており、それに関連して登録博物館制度の検証がなされている。さらに形骸化している大学での学芸員取得コースのカリキュラム改善などが挙げられている。近年、博物館が教育施設としての位置づけから、地域経済の活性化と結びついた政策評価に軸足が移りつつある現状のなかで、「博物館法」の見直しは、博物館の選別、棲み分け、格付けに向かうことが予想される。

☆3――「普通財産と博物館」

博物館を「普通財産」として貸し付けている事例に「京都文化博物館」がある。同館は京都府が設置した博物館施設で、府の外郭団体である財団法人京都文化財団が管理運営を担っている。テナント料、入館料、スペースレンタルの料金設定など、運営主体の事業収入が有利に働くよう配慮がなされている。

☆4――「地方公営企業法の特例措置」

公営企業のうち「地方公営企業法」の適用がない事業においても地方自治体の条例により地方公営企業法の全部、または財務規定等を適用させることができる。この規定を根拠に「観光施設事業」が、公営企業の中に組み入れられている。浅間火山博物館や浅虫水族館は、こうした観光施設として設置されたものであり、また「地方公営企業法」の法定事業である「水道事業」を経営する水道局の付属施設として、東京都の「水の科学館」等がある。

☆5――「長崎歴史文化博物館と指定管理者制度」

国際観光都市である長崎県は、「博物館・美術館」を都市観光・文化の中核施設として位置づけ、知事部局においてもステータスの高い部署に所管させている。「長崎県立美術館」（指定管理者：長崎ミュージアム振興財団）、「長崎歴史文化博物館」（指定管理者：㈱乃村工藝社）を管理監督する「文化・スポーツ振興部」には、首長部局の先鋭が配置され、職員には、公務員として採用された学芸員も配

属され、指定管理者である企業や団体で働く学芸員の指導、監督に携わっている。

（たかはし　のぶひろ・文化環境研究所所長／
ミュージアムマネージメント・博物館学）